

## 児童養護施設職員に対する心理コンサルテーションプロセス

福永 真理奈

### 問題

現代では児童福祉施設の一つである児童養護施設において、心理的問題を抱える被虐待児の入所数が増加の一途を辿っており（厚生労働省，2009），入所児の呈する心理的問題により心理的支援の重要性が高まっていると共に，児童養護施設職員への負担も大きくなっていることが考えられる。このような経緯から，1999年度に厚生労働省は，児童養護施設の入所児や職員への心理的ケアを期待して心理担当職員を導入するに至った。一方で，施設における心理担当職員の取り組みには未だ課題が多い。

本研究では，このような現状に対する有用な支援形態として，外部からの専門的助言を適切な形で取り入れることのできる心理コンサルテーションに焦点を当てる。しかし，わが国における心理コンサルテーションに関して，変容のメカニズムの鍵となるプロセスを，確立された理論的枠組みを基にして実証的に検討した研究は皆無である。

### 本研究の目的と枠組み

本研究では，児童養護施設職員へ実施した心理コンサルテーションの陪席記録に関して，Brown et al. (2001)のコンサルテーションプロセスの枠組みを基に，佐藤(2008)の質的データ分析法に準じたデータの集約を行うことを第1の目的とする。

次に，陪席記録の内容を，「コンサルティが相談したい問題を提示したのに対して，コンサルタントが何らかのかかわりを行い，コンサルティが次の問題に移るまで」を1単位としたUnitに分割し，各Unitを，データの集約により見出されたコードを用いて，コンサルテーションプロセスとして記述する。そして，Brown et al. (2001)のコンサルテーションプロセスとの照合から類型化を行い，実施した児童養護施設職員に対する心理コンサルテーションのプロセスの特徴を明らかにすることを第2の目的とする。

### 方法

調査期間：2012年11月～2013年6月，調査場所：本学心理臨床相談センター，研究協力者：コンサルタントとして臨床心理士1名，コンサルティと

して児童養護施設に勤務する心理担当職員1名。

**手続き** 研究の目的や個人情報保護について，研究協力者と研究協力者の勤務する施設の両方に紙面や口頭で説明し同意を得た上で調査を行った。具体的には，児童養護施設職員へのコンサルテーションを隔週で行い，研究者はそのコンサルテーションに陪席参加して，コンサルテーション内容の記録を作成した。さらに，毎回のコンサルテーション終了後，その回のコンサルテーションについての評価面接を研究者がコンサルティに対して実施した。

### 結果と考察

#### 質的データ分析法による集約結果

Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスの枠組みを基に，佐藤(2008)の質的データ分析法に準じたデータの集約を行った結果，674のセグメントが抽出され，Brown et al. (2001)に依拠する分類として「アセスメント」，「問題の定義づけ」，「かかわり方の選定」に加え，本研究独自の分類である「主訴」，「コンサルティの発話」，「コンサルタントの発話」が見出された。また，最終的に32の概念的カテゴリ，155の焦点的コード，503の定性的コードへと集約された。

以下では，概念的カテゴリのみを示す。「主訴」の概念的カテゴリとしては，児童の問題（行動），心理業務，職員に対する懸念，事件への対応の4つの概念的カテゴリが抽出された。「アセスメント」の概念的カテゴリとしては，児童の基礎情報，児童の様子，児童の人間関係，心理業務，児童の問題（行動），職員の基礎情報，職員の問題，これまでのかかわりの8つの概念的カテゴリが見出された。「問題の定義づけ」の概念的カテゴリとしては，問題の明確化，問題の定義づけ，定義づけの根拠の3つの概念的カテゴリが見出された。「かかわり方の選定」の概念的カテゴリでは，かかわり方の代替案（→児童），かかわり方の代替案（プレイセラピー），かかわり方の代替案（コンサルティ→職員・施設），かかわり方の代替案（施設→職員），かかわり方の代替案（施設→関連機関），かかわり方の代替案（支援の構造），かかわり方の代替案（コンサルタントの直接介入），

かかわりの目的、代替案の根拠の9つの概念的カテゴリが抽出された。「コンサルティの発話」の概念的カテゴリでは、見立て、確認、報告、自己開示の4つの概念的カテゴリが抽出された。「コンサルタントの発話」の概念的カテゴリでは、心理教育、エンパワメント、自己開示、報告の4つの概念的カテゴリが見出された。

**コンサルテーションプロセスの記述と類型化**

コンサルテーションの陪席記録の内容をUnitとして分割したところ、全部で45のUnitが見出された。また、各Unitを概念的カテゴリと焦点的コードを用いてコンサルテーションプロセスとして記述し、Brown et al. (2001)のコンサルテーションプロセスとの照合から類型化したところ、6種類のコンサルテーションプロセスが見出された。

まず、パターンAは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに準じており、アセスメントおよび主訴→問題の定義づけ→かかわり方の選定という順にプロセスが進行するものであった。その亜型であるパターンA'はAのプロセスが複数回繰り返されるものだった。そして、パターンBは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに完全には一致せず、アセスメントおよび主訴の後、問題の定義づけのプロセスを経ずに、かかわり方の選定が続くものであった。その亜型のパターンB'はBのプロセスにおいて、かかわり方の選定に留まらず、その後に問題の定義づけが続くものであった。さらに、パターンCは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに完全には一致せず、問題の定義づけのみが行われ、かかわり方の選定がなされなかったものであった。最後にパターンDは、Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスとは異なる形を取り、問題の定義づけやかかわり方の選定を行わないものだった。以上の6種類のパターン

に関してはその一覧を表1に示す。

**考察** まず、パターンAならびにA'は、典型的なコンサルテーションプロセスだと言える。本研究で実施されたコンサルテーションの約半数がBrown et al.(2001)の枠組みに準じた、オーソドックスなものであったことが窺える。また、パターンA とパターンA'との相違は、問題の深刻さやかかわりの難度と関連していたと考えられる。今回、パターンA'は該当するUnit数が最多であったが、それは児童養護施設がいかに困難な問題を抱えているかの証左とも言えるだろう。そういう見方の一方で、顕在化した問題に関して心理学的観点から捉え直し、具体的で問題に即したかかわりを職員、施設全体、関係機関との連携によって多角的に構築しようとする、心理コンサルテーションの典型的なあり方が示唆されたパターンとも捉えられる。

一方でパターンBは主訴が一義的で実態の把握が容易である場合など、問題を心理学的観点からの捉え直す必要がない場合に用いられるプロセスであり、パターンB'は提供されたかかわり方の代替案についての理解を深めるために、新たな視点から、あるいはより本質的な視点から問題を定義づけることが追加されたプロセスであった。そして、パターンCは、何らかの早急な対応が必要でないと判断された問題や、コンサルティの見立てに対して実施される、問題（行動）の理解を深めることがねらいとなっているプロセスであった。パターンDは、コンサルティの悩み、迷い、思いなどが表出され、コンサルタントがそれに支持や評価などの形で応じていた。児童養護施設という多様で深刻な問題を抱えるフィールドで働くコンサルティの本音に共感し、エンパワメントすることが、コンサルティとコンサルタントの協働を促し、他のパターンで示したコンサルテーションプロセスにも好影響を与えていると考えられる。

表1 実施したコンサルテーションにおけるプロセスのパターン

パターン	プロセスの特徴
A	Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに準じており、アセスメントおよび主訴→問題の定義づけ→かかわり方の選定という順にプロセスが進行するもの
A'	Aのプロセスが複数回繰り返されるもの
B	Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに完全には一致せず、アセスメントおよび主訴の後、問題の定義づけのプロセスを経ずに、かかわり方の選定が続くもの
B'	Bのプロセスにおいて、かかわり方の選定に留まらず、その後に問題の定義づけが続くもの
C	Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスに完全には一致せず、問題の定義づけのみが行われ、かかわり方の選定がなされなかったもの
D	Brown et al.(2001)のコンサルテーションプロセスとは異なる形を取り、問題の定義づけやかかわり方の選定を行わないもの